

# 事故を起こさないために 自転車安全利用五則を守ろう！

## 1 自転車は、車道が原則 歩道は例外

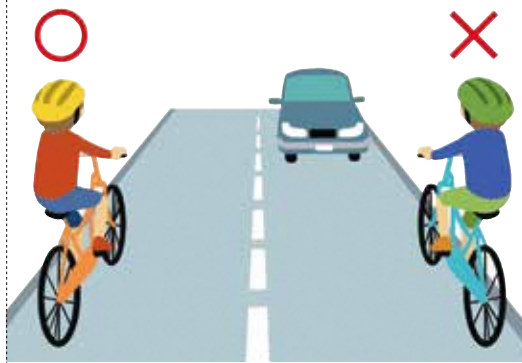
13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方は、安全確保のためやむを得ない場合は歩道通行(徐行)が認められています。



【罰則】3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

## 2 車道は左側を通行

自転車も車と同じ左側通行です。



【罰則】3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

## 3 歩道は歩行者優先で、 車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



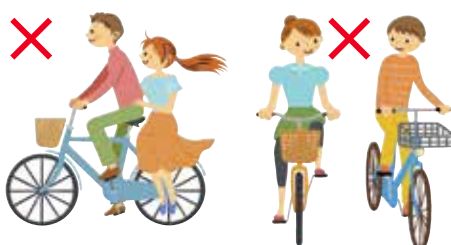
【罰則】2万円以下の罰金または料料

## 4 安全ルールを守る 飲酒運転禁止



【罰則】5年以下の懲役または100万円以下の罰金

### 二人乗り・並進は禁止



【罰則】2万円以下の罰金または料料

### 夜間はライトを点灯



【罰則】5万円以下の罰金

### 交差点での信号順守と 一時停止・安全確認



【罰則】3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

## 5 子どもは ヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、ヘルメットを被らせるようにしましょう。



### 大人も安全のため着用しましょう！

自転車交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要です。正しく着用し、万が一に備えましょう。



帽子型ヘルメットもありますよ

他にも、こんな行為はダメ！

自転車を運転中のイヤホン・ヘッドホンの使用

自転車を運転中の携帯電話の使用

傘さし運転など

## 9月21日(火)～30日(木)は 秋の交通安全運動期間です

秋口の日没時間の急激な早まりによって、例年この時期は交通事故の件数が増加します。秋の全国交通安全運動を通して、交通ルールを再確認し、交通事故を未然に防ぎましょう。

### 運動の重点ポイント

#### 子どもと高齢者を 始めとする歩行者の 安全確保

道路横断中の歩行者事故が多発しています。交差点では信号を守るとともに、横断歩道でも走行車両がないことを確認してから渡りましょう。



#### 夕暮れ時と夜間の 事故防止と歩行者等 の保護など安全運 転意識の向上

自動車や自転車の早めのライト点灯を心掛けましょう。また、横断歩道は歩行者優先のため、運転者には横断歩道手前での減速・停止義務があります。



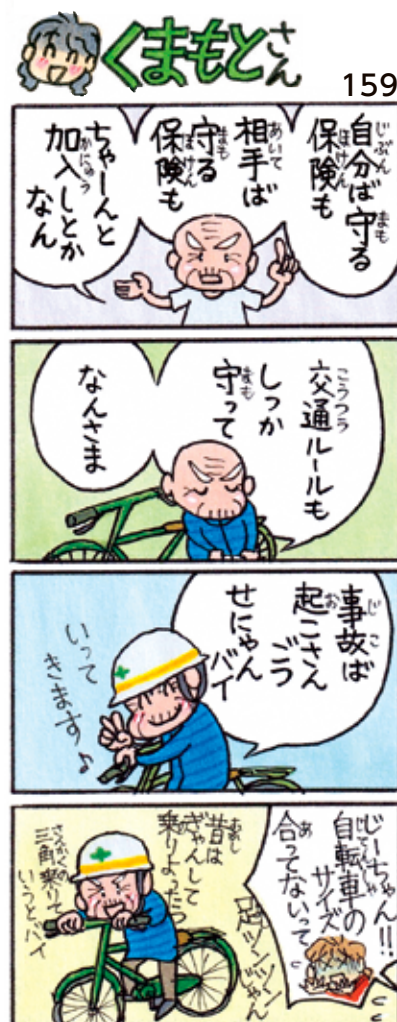
#### 自転車の安全確保 と交通ルール順守 の徹底

自転車にも交通ルールがあります。自転車安全利用五則を守りましょう。



#### 飲酒運転等の 悪質・危険な 運転の根絶

飲酒運転やあおり運転(妨害運転)は、極めて悪質・危険な行為です。「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い気持ちを持つとともに、運転時は「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを心掛けましょう。



作: 桜田幸子